

施工体制に関する全国一斉点検の 実施結果について

昨年11月の「施工体制に関する全国一斉点検」において、沖縄総合事務局開発建設部においては、11月現在稼働中の工事205件のうち約4割にあたる86件（内低入札工事件数8件）について、配置技術者の常駐状況、施工体制台帳の点検、建設業許可票や施行体系図の掲示等についての点検を抜き打ちで実施しました。今回その点検結果を取りまとめましたので報告いたします。

点検結果は一部で不備・不足事項があったが、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（略・適正化法）等における重大な違反に該当するような現場は認められませんでした。

不備・不足事項により改善を要する点として以下のことがあげられます。

建設業許可票の掲示に関すること

- ・建設業許可票については、元請、下請を問わずすべて掲示しなければならないが、元請、下請両方掲示している割合は8%（全国平均は25%）と低かった。

施工体系図の掲示に関すること

- ・施工体系図は公衆の見やすい場所にも掲示しなければならないが、それを行っている現場は60%（全国平均は81%）と低かった。

不備・不足事項により改善を要する点については、点検時に請負業者に対し是正指示を行いました。

今回の一斉点検を実施したことにより、一部に不備・不足事項があったものの、請負業者だけでなく発注者においても、建設業法、適正化法等に関する理解が深まり、施工体制に関する意識が高まったものと考えられる。今後は、今回の一斉点検も踏まえ、一斉点検の項目や方法等の改善を行い、より一層適正な施工体制の確保を図っていきたいと考えております。

平成15年2月17日
沖縄総合事務局開発建設部

問い合わせ先

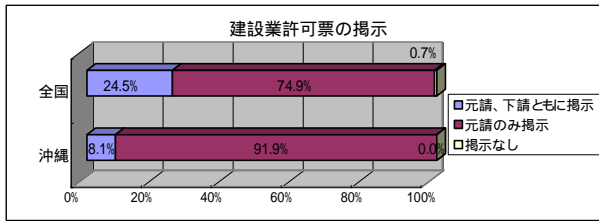
沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 TEL 866-0031
主任工事検査官 福里（内線3121）施工管理官 當山（内線2118）

施工体制に関する全国一斉点検の実施結果について

建設業許可票の掲示

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
元請、下請ともに掲示	7	627	8.1%	24.5%
元請のみ掲示	79	1,920	91.9%	74.9%
掲示なし	0	17	0.0%	0.7%
計	86	2,564	100.0%	100.0%

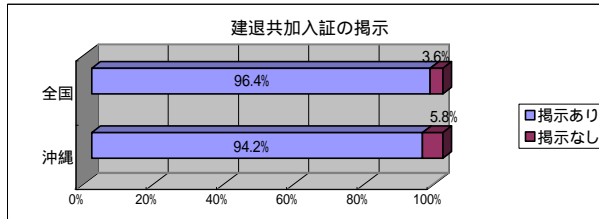
建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、建設業の許可票を掲げなければならないが、元請、下請ともに掲示している割合は8.1%と低く、全国平均(24.5%)と比較しても低かった。



建退共加入証の掲示

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
掲示あり	81	2,471	94.2%	96.4%
掲示なし	5	93	5.8%	3.6%
計	86	2,564	100.0%	100.0%

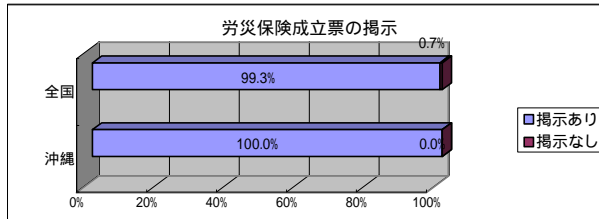
建設業退職金共済制度に加入している標識を掲示している割合は、94.2%でほとんどの現場において掲示されていた。



労災保険成立票の掲示

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
掲示あり	86	2,547	100.0%	99.3%
掲示なし	0	17	0.0%	0.7%
計	86	2,564	100.0%	100.0%

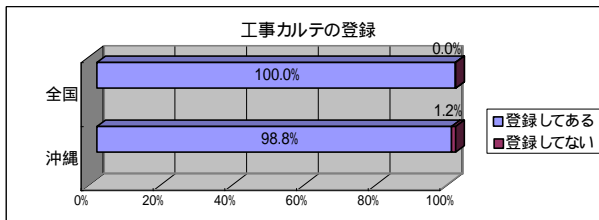
労災保険の成立の年月日等について事業場の見やすい場所に掲示しなければならない。今回の点検結果では、全ての現場において掲示されていた。



工事カルテの登録

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
登録してある	85	2,544	98.8%	100.0%
登録していない	1	1	1.2%	0.0%
計	86	2,545	100.0%	100.0%

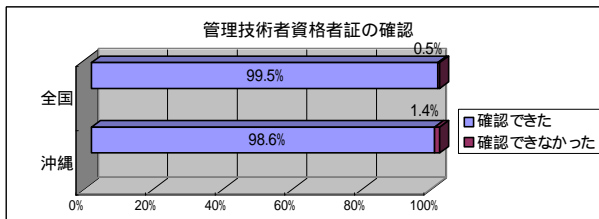
請負者は、工事契約後工事カルテを登録しなければならない。今回の点検結果では、工事カルテの登録をしている割合は98.8%で、ほとんどの工事で登録されていた。



監理技術者資格者証の確認

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
確認できた	68	2,202	98.6%	99.5%
確認できなかった	1	12	1.4%	0.5%
計	69	2,214	100.0%	100.0%

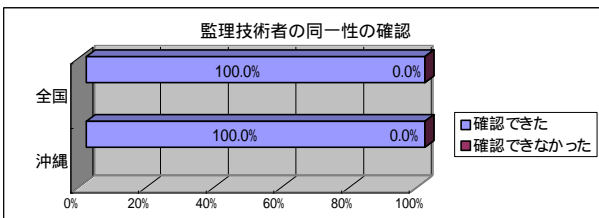
監理技術者を置く現場においては、監理技術者資格者証を提示しなければならない。今回の点検結果では、監理技術者資格者証を確認できた割合は98.6%で、ほとんどの監理技術者で管理技術者資格者証を確認できた。



監理技術者の同一性の確認

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
確認できた	69	2,214	100.0%	100.0%
確認できなかった	0	0	0.0%	0.0%
計	69	2,214	100.0%	100.0%

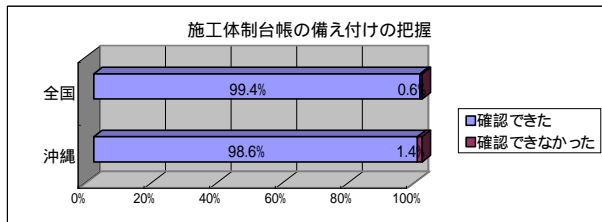
配置された監理技術者が、工事希望型以上では技術資料に記載された配置予定技術者と同一人かどうか、通常指名においては現場代理人通知に記載された技術者と同一人かどうか確認した。今回の点検結果では、すべて同一人と確認できた。



施工体制台帳の備え付けの把握

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
確認できた	71	2,218	98.6%	99.4%
確認できなかった	1	14	1.4%	0.6%
計	72	2,232	100.0%	100.0%

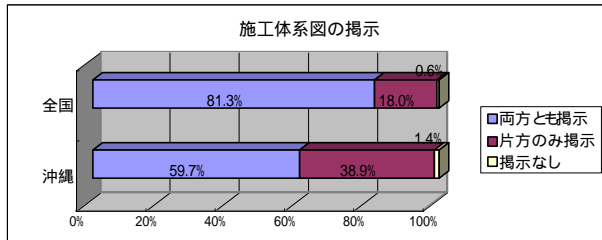
施工体制台帳を作成すべき現場においては、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。今回の点検結果では、施工体制台帳の備え付けの確認ができた割合は98.6%で、ほとんどの現場において備え置かれていた。



施工体系図の掲示

	件数		割合	
	沖縄	全国	沖縄	全国
両方とも掲示	43	1,816	59.7%	81.3%
片方のみ掲示	28	403	38.9%	18.0%
掲示なし	1	14	1.4%	0.6%
計	72	2,233	100.0%	100.0%

施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。今回の点検結果では、両方掲示は59.7%で低く、全国平均(81.3%)と比較しても低かった。



片方で両方の役目を果たしている場合は、「両方とも掲示」に含む。

「施工体制に関する全国一斉点検」実施要領

国土交通省 各地方整備局
北海道開発局
内閣府 沖縄総合事務局

1. はじめに

本点検は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)の施行から1年以上が経過しているが、なお一層の徹底を図るため、全国の直轄事業において、統一的な観点で、施工体制の点検を実施する。

2. 点検の目的(及び着目点)

適正化法の施行に伴い、発注者において請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、適正な施工体制を整えることとしており、主な内容として以下の事項を把握することとしている。

入札・契約手続きにおける監理技術者の確認

現場における施工体制の把握

適正化法に違反する事実を把握したときは、建設業許可部局に通知するとともに、工事成績に反映

今般、請負者における「品質の確保・適正な施工」に対する現場における施工体制に着目し、請負者が適正な配置技術者で施工しているかを把握し、建設業法、適正化法等に定める技術者の配置、施工体制台帳等の整備状況を全国一斉に点検する。また、いわゆる「技術者専任違反」等の疑義が生じた場合は、一括下請負の点検要領等を参考に適正に処置する。

3. 点検時期

平成14年度上半期発注工事が本格化する本年 11月を全国一斉点検月間とし、その月間内に、任意の日を定めて実施する。

4. 点検対象工事の選定

点検対象工事の選定に当たっては、各整備局での発注実態を勘案し、原則、請負金額が2,500万円以上を対象にし、施工中の工事のなかから各整備局が独自に選定する。また、低入札価格工事は全数(または、相当数)を点検対象とする。

5. 点検内容

点検内容は、別紙調査様式(点検表)項目の、配置技術者及びその常駐、同一性の把握、施工体制台帳の備え付け、施工体系図及び建設業許可証等の掲示を中心として、これらをまとめて実施する。

6. 点検方法

点検は、抜き打ち点検とし、工事監視官、工事検査官又は工事施工管理官等((副所長、課長補佐等も含む)以下「点検担当者」という。)により、点検調査することとし、別紙調査様式に基づき、工事現場等において、主任監督員の立会の上で関係資料の提示を求め実施する。